

参 考 资 料

目 次

- ・平成28年度予算案の概要 資-1
- ・健康寿命、日常生活に制限のない期間の平均 資-4
- ・平成28年度における東日本大震災被災市町村への保健師派遣の
協力依頼について 資-5
- ・平成28年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣
について 資-6
- ・平成28年度における東日本大震災被災市町村への人的支援
について 資-9
- ・国立保健医療科学院において実施する地域保健分野の短期研修
(平成28年度) 資-10
- ・平成28年度保健指導従事者に係る研修等日程(案) 資-11

平成28年度予算案の概要

平成27年12月

厚生労働省健康局健康課

平成28年度健康増進対策予算案の概要

平成28年度予算案額 3,305百万円(平成27年度予算額 3,323百万円)

基本的な考え方

- 「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成24年7月告示)に基づき、健康寿命の延伸などを目的とした「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」の推進を図る。

1. 健康づくり・生活習慣病対策の推進

1,680百万円(1,766百万円)

〈主な事業〉

・健康日本21推進費(生活習慣病予防対策推進費)	139百万円
・地域健康増進促進事業	85百万円
・健康増進事業(肝炎対策を除く)	844百万円
・たばこ対策促進事業(健康的な生活習慣づくり重点化事業)	40百万円
・糖尿病予防戦略事業(健康的な生活習慣づくり重点化事業)	37百万円
・地域の健康増進活動支援事業(健康的な生活習慣づくり重点化事業)	80百万円
・健康日本21(第二次)分析評価事業費	30百万円
・健康増進総合支援システム事業費	27百万円

2. 生活習慣病予防に関する研究などの推進

1,625百万円(1,557百万円)

〈主な事業〉

・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究(※厚生科学課計上)	1,161百万円
・女性の健康の包括的支援総合研究(※厚生科学課計上)	168百万円
改・国民健康・栄養調査委託費	273百万円

平成28年度地域保健対策予算案の概要

平成28年度予算案額 667百万円(平成27年度予算額 691百万円)

基本的な考え方

- 地域保健法(昭和22年法律第101号)及び同法第4条の規定により策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月告示)に基づき、円滑かつ総合的な地域保健対策の推進を図る。

1. 人材育成対策の推進

92百万円(92百万円)

・市町村保健活動体制強化費	8百万円
・地域保健従事者現任教育推進事業	39百万円
・保健師管理者能力育成研修事業	9百万円
・地域保健活動事業等経費	7百万円
・地域保健対策啓発普及経費	29百万円

2. 地域・職域連携体制等の推進

211百万円(211百万円)

・地域・職域連携推進関係経費等	61百万円
・地域保健総合推進事業	149百万円

3. 地域健康危機管理対策の推進

364百万円(388百万円)

・健康危機管理支援ライブラリー事業費	19百万円
・地域健康危機管理対策事業費	65百万円
・健康危機管理対策経費	6百万円
・健康安全・危機管理対策総合研究(※厚生科学課計上)	274百万円

4. 被災地の健康支援活動に対する支援

被災者支援総合交付金(復興庁所管)220億円の内数(4億円)

- ・被災地健康支援事業(※復興庁計上)

※被災者支援総合交付金(復興庁所管)220億円の内数として一括計上のため、地域保健対策予算の合計額に含まれない。

平成28年度予防接種対策予算案の概要

平成28年度予算案額 1,622百万円(平成27年度予算額 1,530百万円)

基本的な考え方

- 「予防接種に関する基本的な計画」(平成26年4月告示)に基づき、より有効かつ安全な予防接種の推進を図るとともに、予防接種副反応報告制度を円滑に運用する。

1. 健康被害救済給付費	1,255百万円(1,266百万円)
・予防接種事故救済給付費[負担金] 補助率2/3	1,167百万円
・新型インフルエンザ予防接種健康被害給付金	78百万円
・ポリオ生ワクチン2次感染者対策費[補助金] 補助率2/3	9百万円
2. 保健福祉相談事業[補助金]	128百万円(38百万円)
・保健福祉相談事業	123百万円
・研修事業	2百万円
・啓発普及事業	3百万円
3. 予防接種後副反応報告制度事業費	98百万円(90百万円)
・予防接種副反応報告整理・調査事業費[交付金]	60百万円
・予防接種副反応報告システム導入・運用経費	5百万円
・予防接種後副反応・健康状況調査事業費	25百万円
新規・予防接種副反応分析事業	8百万円
4. 予防接種従事者研修事業[委託費]	3百万円(3百万円)
5. 予防接種センター機能推進事業[補助金]補助率1/2	37百万円(37百万円)
※カ所数	
・予防接種要注意者への予防接種や医療従事者向け研修等の実施	22カ所
・休日・時間外の予防接種実施	2カ所
6. 予防接種に係る普及啓発費	2百万円(2百万円)
7. ワクチン等研究開発の推進	
・厚生労働科学研究費(※厚生科学課計上)	
・新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究費	2,072百万円の内数
・新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究経費	239百万円の内数
8. その他	99百万円(94百万円)
・厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会経費	7百万円
・疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会経費	6百万円
・予防接種対策推進費	7百万円
・予防接種事故発生調査費[補助金]補助率2/3	2百万円
・感染症流行予測調査費(※結核感染症課計上)	75百万円
・予防接種記録の電子化に係る経費	3百万円

日常生活に制限のない期間の平均：都道府県の推定値と95%信頼区間

都道府県	男性						女性					
	平成25年			(参考)平成22年			平成25年			(参考)平成22年		
	推定値	95%信頼区間		推定値	95%信頼区間		推定値	95%信頼区間		推定値	95%信頼区間	
北海道	71.11	70.45	71.78	70.03	69.23	70.82	74.39	73.62	75.16	73.19	72.30	74.09
青森	70.29	69.68	70.90	68.95	68.22	69.68	74.64	73.98	75.30	73.34	72.54	74.14
岩手	70.68	70.00	71.36	69.43	68.70	70.16	74.46	73.72	75.19	73.25	72.42	74.07
宮城	71.99	71.40	72.57	70.40	69.71	71.08	74.25	73.59	74.92	73.78	73.03	74.54
秋田	70.71	70.06	71.36	70.46	69.75	71.17	75.43	74.76	76.10	73.99	73.20	74.77
山形	71.34	70.69	71.98	70.78	70.10	71.47	74.27	73.57	74.97	73.87	73.09	74.64
福島	70.67	70.03	71.30	69.97	69.25	70.68	73.96	73.24	74.67	74.09	73.33	74.85
茨城	71.66	71.03	72.29	71.32	70.63	72.00	75.26	74.55	75.96	74.62	73.82	75.43
栃木	71.17	70.53	71.82	70.73	70.04	71.42	74.83	74.13	75.53	74.86	74.11	75.61
群馬	71.64	71.00	72.29	71.07	70.37	71.78	75.27	74.54	75.99	75.27	74.48	76.06
埼玉	71.39	70.71	72.07	70.67	69.91	71.42	74.12	73.36	74.88	73.07	72.19	73.94
千葉	71.80	71.04	72.56	71.62	70.73	72.51	74.59	73.68	75.50	73.53	72.45	74.61
東京	70.76	70.14	71.39	69.99	69.34	70.64	73.59	72.93	74.24	72.88	72.14	73.61
神奈川	71.57	70.97	72.18	70.90	70.23	71.57	74.75	74.06	75.44	74.36	73.57	75.16
新潟	71.47	70.90	72.03	69.91	69.25	70.57	74.79	74.16	75.42	73.77	73.01	74.52
富山	70.95	70.25	71.65	70.63	69.91	71.34	74.76	74.02	75.49	74.36	73.58	75.15
石川	72.02	71.29	72.75	71.10	70.29	71.92	74.66	73.90	75.42	74.54	73.62	75.45
福井	71.97	71.26	72.68	71.11	70.33	71.88	75.09	74.36	75.83	74.49	73.68	75.31
山梨	72.52	71.79	73.26	71.20	70.46	71.93	75.78	74.97	76.59	74.47	73.61	75.32
長野	71.45	70.75	72.16	71.17	70.45	71.90	74.73	73.96	75.50	74.00	73.20	74.81
岐阜	71.44	70.78	72.10	70.89	70.17	71.60	74.83	74.12	75.55	74.15	73.38	74.91
静岡	72.13	71.61	72.66	71.68	71.09	72.28	75.61	75.00	76.22	75.32	74.62	76.01
愛知	71.65	71.05	72.25	71.74	71.11	72.37	74.65	73.98	75.32	74.93	74.18	75.68
三重	71.68	71.00	72.37	70.73	69.98	71.48	75.13	74.37	75.88	73.63	72.82	74.44
滋賀	70.95	70.20	71.71	70.67	69.87	71.48	73.75	72.93	74.57	72.37	71.44	73.29
京都	70.21	69.45	70.98	70.40	69.57	71.23	73.11	72.31	73.92	73.50	72.61	74.40
大阪	70.46	69.84	71.08	69.39	68.71	70.07	72.49	71.79	73.20	72.55	71.78	73.33
兵庫	70.62	69.97	71.27	69.95	69.24	70.67	73.37	72.66	74.08	73.09	72.32	73.85
奈良	71.04	70.25	71.83	70.38	69.53	71.23	74.53	73.71	75.35	72.93	71.99	73.87
和歌山	71.43	70.66	72.19	70.41	69.66	71.16	74.33	73.52	75.14	73.41	72.59	74.23
鳥取	70.87	70.11	71.62	70.04	69.24	70.85	74.48	73.68	75.27	73.24	72.38	74.09
島根	70.97	70.25	71.68	70.45	69.69	71.21	73.80	73.03	74.57	74.64	73.85	75.43
岡山	71.10	70.42	71.79	69.66	68.91	70.40	73.83	73.08	74.58	73.48	72.68	74.29
広島	70.93	70.25	71.61	70.22	69.44	71.01	72.84	72.04	73.64	72.49	71.59	73.39
山口	71.09	70.35	71.82	70.47	69.71	71.24	75.23	74.47	75.99	73.71	72.86	74.55
徳島	69.85	69.04	70.65	69.90	69.10	70.71	73.44	72.62	74.27	72.73	71.83	73.64
香川	70.72	69.99	71.45	69.86	69.09	70.64	73.62	72.86	74.39	72.76	71.91	73.61
愛媛	70.77	70.08	71.47	69.63	68.88	70.38	73.83	73.09	74.58	73.89	73.02	74.75
高知	69.99	69.20	70.78	69.12	68.27	69.97	74.31	73.50	75.12	73.11	72.18	74.05
福岡	70.85	70.24	71.47	69.67	69.02	70.32	74.15	73.50	74.81	72.72	72.00	73.45
佐賀	71.15	70.42	71.87	70.34	69.61	71.06	74.19	73.43	74.96	73.64	72.82	74.46
長崎	71.03	70.36	71.70	69.14	68.38	69.91	73.62	72.86	74.38	73.05	72.19	73.91
熊本	71.75	71.08	72.43	70.58	69.82	71.33	74.40	73.69	75.11	73.84	73.02	74.66
大分	71.56	70.82	72.30	69.85	69.00	70.70	75.01	74.21	75.82	73.19	72.30	74.09
宮崎	71.75	71.07	72.44	71.06	70.25	71.87	75.37	74.60	76.13	74.62	73.72	75.51
鹿児島	71.58	70.89	72.27	71.14	70.40	71.89	74.52	73.73	75.31	74.51	73.70	75.31
沖縄	72.14	71.43	72.84	70.81	69.96	71.66	74.34	73.50	75.17	74.86	73.89	75.82
全国値	71.19	71.07	71.32	70.42	70.28	70.55	74.21	74.07	74.35	73.62	73.46	73.77

健健発 1203 第 1 号
平成 27 年 12 月 3 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公印省略)

平成 28 年度における東日本大震災被災市町村への保健師派遣の協力依頼について

東日本大震災による被災市町村への保健師の派遣については、全国の地方公共団体からご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

現在、被災市町村では、懸命に復旧・復興事業に取り組んでおり、住宅再建・復興まちづくり事業は順次進められていますが、完了までにはなお一定の期間が必要とされる状況であり、仮設住宅入居者等をはじめ、被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響が引き続き懸念されています。

各地方公共団体におかれては、震災直後から保健師の派遣に関し、ご尽力いただいているところですが、被災市町村からは、平成 28 年度についても一定数の保健師の派遣要望が見込まれる状況にあるところです。各地方公共団体におかれては、被災市町村のこうした状況を御賢察いただき、被災市町村への保健師の派遣に対して、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、下記のとおり、被災市町村に対する保健師を含む人的支援についての協力依頼が、総務省・復興庁から各都道府県・指定都市に対してなされておりますので申し添えます。

また、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

記

別添 1 「平成 28 年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について」(平成 27 年 12 月 3 日付 総行公第 103 号総務省公務員部長通知)

別添 2 「平成 28 年度における東日本大震災被災団体への人的支援について(依頼)」(平成 27 年 12 月 3 日付復本第 1670 号復興庁統括官通知)

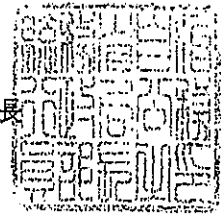


総行公第103号

平成27年12月3日

各 都 道 府 県 知 事
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 市 長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部長



平成28年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について

東日本大震災による被災市町村への人的支援につきましては、各地方公共団体において、被災市町村の事情を御理解いただき、厳しい行財政状況の下、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された被災市町村に対する職員派遣のための体制（以下「全国市長会・全国町村会派遣スキーム」という。）等において、積極的に対応していただいているところであり、改めて深く感謝申し上げます。

発災から間もなく4年9月が経過しようとしているところですが、岩手県・宮城県においては、現時点で復旧・復興事業が本格化しており、また、福島県においては、避難指示区域の解除に応じて復旧・復興事業が行われており、いずれも当分の間、事業実施に伴い相当数の人員の確保が必要な状況にあります。

このため、被災市町村においては、復興事業への重点的な職員配置、外部委託の活用、新たな職員の採用等の措置を講じているところですが、それでもなお、広範な職種にわたって職員の不足が避けられない状況にあり、平成28年度におきましても、全国の地方公共団体からの職員の派遣が必要となっています。

このため、今般、全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、別添1のとおり、職員の派遣依頼が行われました。

各地方公共団体におかれましては、被災市町村の窮状を御賢察いただき、下記の事項にも留意し、被災市町村に対する人的支援について、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう改めてお願いいたします。

併せて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、被災市町村への職員派遣の検討に当たっては、都道府県、市区町村並びに各都道府県の市長会及び町村会において、情報交換を密に行っていただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 派遣元となる全国の地方公共団体においては、効果的な職員派遣のために以下の例をはじめとした様々な対応がとられているところであり（総務省のホームページを参照※）、こうした事例も参考にさせていただきながら、被災市町村のマンパワー確保に御尽力願いたいこと。
 - ①各都道府県の市区町村担当課や市長会・町村会が調整役となり、市区町村がローテーションを組んで派遣する。
 - ②行政実務の経験がある退職した元公務員等を一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条及び第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員として採用し、被災地方公共団体に派遣する。
 - ③被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員を充てる。
2. 被災市町村が行う土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に係る被災市町村からの派遣要望については、引き続き、全国市長会・全国町村会派遣スキームにおいて取りまとめることとしていること。

なお、国土交通省からは、各都道府県・指定都市都市計画・都市整備担当部局に対して、別添2（文面が同じであるため、代表例として北海道開発局分を添付。）のとおり、被災市町村への職員派遣についての協力依頼を行っていること。
3. 厚生労働省からは、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局に対して、別添3のとおり、被災市町村への保健師派遣についての協力依頼を行っていること。
4. 水産庁からは、各都道府県水産基盤整備事業担当部局に対して、別添4（文面が同じであるため、代表例として北海道分を添付。）のとおり、被災市町村への漁港関係職員派遣についての協力依頼を行っていること。

※総務省ホームページ「東日本大震災被災地方公共団体への職員派遣の取組例について」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000208135.pdf

また、被災市町村における復旧・復興の状況や人材不足の見込みについては、地方公務員月報平成27年12月号を参照ください。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 小川、森吉

電 話 03—5253—5543

FAX 03—5253—5552

e-mail y2.ogawa@soumu.go.jp

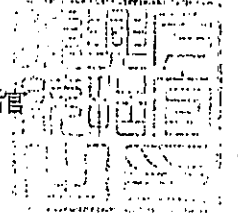
t.moriyoshi@soumu.go.jp



復本第 1670 号
平成 27 年 12 月 3 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 市 長 }
(人 事 担 当 課 扱 い)

復興庁統括官



平成 28 年度における東日本大震災被災団体への人的支援について (依頼)

東日本大震災による被災団体への人的支援については、各地方公共団体において、厳しい行財政状況の中、職員の派遣や被災地へ派遣することを前提とした任期付職員の採用等、積極的に対応いただき、深く感謝申し上げます。

被災地においては、来年 3 月で 5 年を経過しますが、住宅再建・復興まちづくり事業を中心とした復旧・復興事業が本格化する中、平成 28 年度においても多数の職員の応援が必要とされております。

先般、全国都道府県知事会議においても復興大臣から被災団体に対して職員派遣等の依頼がされたところ です。

また、総務省・厚生労働省・国土交通省および水産庁からも下記の通知が発出され、協力が依頼されています。

については、被災団体の窮状をご賢察いただき、被災団体への積極的な人的支援にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

記

(総務省通知)

- ・「平成 28 年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について」(平成 27 年 12 月 3 日付総行公第 103 号総務省公務員部長通知)
- ・「平成 28 年度における東日本大震災被災市町村に対する都道府県の第三セクター等の職員の派遣(採用)への協力について」(平成 27 年 12 月 3 日付総行公第 104 号総務省公務員部長通知)
- ・「平成 28 年度における東日本大震災被災市町村に対する市区町村の第三セクター等の職員の派遣(採用)への協力について」(平成 27 年 12 月 3 日付総行公第 105 号総務省公務員部長通知)
- ・「平成 28 年度における被災市町村で働く意欲のある市区町村の元職員等の情報提供について」(平成 27 年 12 月 3 日付総行公第 106 号総務省公務員部長通知)
- ・「平成 28 年度における東日本大震災被災市町村に対する都道府県の第三セクター等の職員の派遣(採用)について」(平成 27 年 12 月 3 日付総行公第 107 号総務省公務員部公務員課長通知)

(厚生労働省通知)

- ・「平成 28 年度における東日本大震災被災市町村への保健師派遣の協力依頼について」(平成 27 年 12 月 3 日付健健発 1203 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知)

(国土交通省通知)

- ・「東日本大震災に係る市街地復興に関する人的支援の継続実施依頼について」(平成 27 年 11 月 30 日付国都安第 67 号・国都市第 129 号国土交通省都市局都市安全課長・市街地整備課長通知)

(水産庁通知)

- ・「平成 28 年度における東日本大震災被災市町村への漁港関係職員派遣の協力依頼について」(平成 27 年 12 月 3 日付 27 水港第 2394 号水産庁漁港漁場整備部整備課長通知)

国立保健医療科学院において実施する地域保健分野の短期研修（平成28年度）

平成27年12月21日現在

研修名	目的	対象者	研修期間	定員
たばこ対策の施策推進における企画・調整のための研修	たばこ対策について、総合的な理解を深め、対策の企画や関係者との調整など業務に活用することができるようになることを目的とします。	地方公共団体において公衆衛生業務に携わっており、企画・調整や指導者的な立場として、健康教育やたばこ対策に関連する部署に所属している方（予定、可能性がある方を含む）。※経験等は問わないが、健康教育や禁煙支援等に関する基礎的知識は有するものとする。	5日間	20名
公衆衛生看護研修（中堅期）	公衆衛生看護領域においてプレ管理期（中堅期：実務リーダー）の保健師として、期待される役割を総合的に理解し、より質の高い保健活動の推進のために必要なリーダーシップを発揮することができることを目的とします。	1. 都道府県、政令指定都市・中核市・保健所政令市・特別区等に所属するプレ管理期（中堅期実務リーダー）の保健師 2.1 に掲げる方と同等以上の学識及び経験を有すると院長が認めた方	前期：7日間 後期：3日間	60名
公衆衛生看護研修（管理期）	公衆衛生看護領域における統括的な役割を担う管理的立場の保健師として、施策形成および人材育成に関する必要な方策を提案できることを目的とします。	都道府県・保健所設置市・特別区において保健師統括部門あるいは管理的立場にある保健師。	5日間	50名
健康日本21（第二次）推進のための栄養・食生活の施策の企画・調整に関する研修	健康日本21（第二次）において、自治体の健康増進計画の栄養・食生活の目標達成のために、地域の実態を把握し、課題を改善するために具体的に有効な各領域の横断型施策と体制づくりを関係者と調整し実行することができる能力を養うことを目的とします。	都道府県・保健所設置市・特別区の職員で健康増進計画の栄養・食生活分野に精通し、施策立案や調整に中核的な役割を担う職員（自治体において受講内容を関係職員と共有し話し合いその結果を報告できる職員）	前期：5日間 後期：3日間	30名
地域保健支援のための保健情報処理技術研修	保健医療福祉に関する情報の量は年々増大しており、地域保健や地域医療においてこれらの情報を合理的に活用するためには、情報の収集・管理・分析・評価・発信・提供などに関するICT（情報通信技術）の習得とその実務への応用が必須です。この研修では、とくに情報の分析・評価の方法を習得し、地域保健における施策計画立案に活用できる能力を養うことを目的とします。	1. 地方公共団体の職員であって、保健、医療、福祉の分野において情報の利用に関与している方、今後携わる方、またはこれらの情報を使用して住民指導や所属部署内での研修を実施しようとする方、あるいは地域保健に関する行政施策立案資料等の作成や評価を実施しようとする方。 2. 前記に掲げる方と同等以上の学識及び経験を有すると院長が認める方。	10日間	20名
健康危機管理研修（実務編）	健康危機管理を第一線で担当する保健所長等管理的職員、地域において対応を求められるすべての分野に対応するために必要な実践能力の習得を目的とします。実務編では、必要な知識や技術に係る基本的事項を習得することを旨とします。現状と課題、原因別の対応等の基礎的かつ最新情報を提供するとともに、講義、演習、グループワーク等の組み合わせにより、実践能力の習得を図ります。	保健所長等地域における健康危機管理を担当する管理的立場の職員。	第1回：3日間 第2回：3日間	各回 30名
健康危機管理研修（高度技術編）	健康危機管理を第一線で担当する保健所長等管理的職員のうち原則同研修（実務編）の修了者に対して、実践応用力の強化を図ることを目的とします。地域における健康危機管理事例への対応を中心とした組織管理における判断力強化演習や、健康危機管理体制の質的充実強化を図るために必要な実践能力を習得することを旨とします。	保健所長等地域における健康危機管理を担当する管理的立場の職員。原則として平成16年度以降に国立保健医療科学院が実施した健康危機管理研修基礎コース、もしくは実務編（平成21年度から）を修了しているか、または同等の知識・技術を有する方。	3日間	20名
生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修（研修計画編）	「特定健診・特定保健指導」（高齢者医療法第20・24条）を効果的・効率的に運営するために必要な「健診・保健指導」事業の企画、運営及び評価、に関して、必要不可欠な研修を実施することができる実践能力の習得を図ります。	下記1.～3.において健診・保健指導の普及・推進に關するリーダー的な立場にあり、当該年度または次年度研修を立案する者のうち、研修時にこれまで行った研修実績及び当該年度または次年度の研修実施を予定している者。標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】に基づく研修計画書の提出が可能で、全日程出席できる者。原則1機関1名とするが、複数名で受講希望の場合は優先順位を付けること、定員を超えた場合は、受講資格をもとに優先度を考慮し選定する。 1. 都道府県、保健所設置市、特別区の職員 2. 医療保険者の中央団体及びその都道府県支部の職員 3. 上記と同等な資格を有すると院長が認める者	2日間	100名
生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修（事業評価編）	各医療保険者が行う「特定健診・特定保健指導」（高齢者医療法第20・24条）事業の評価を支援することができる実践能力の習得を図ります。	下記の者のうち、研修時にこれまでに行った事業評価支援の結果及び次年度の同計画の提出が可能で、全日程出席できる方。定員を超えた場合は、受講資格をもとに優先度を考慮し選定する。研修計画編と合わせて参加することが望ましい。 1. 都道府県、連合会等で特定健診・特定保健指導において市町村支援に携わる者 2. 保健所設置市、特別区及び都道府県等の保険者協議会、地域・領域連携推進協議会において評価に携わる者 3. 医療保険者の中央団体及びその都道府県支部において評価に携わる者 4. 上記と同等な資格を有すると院長が認める者	3日間	70名
健康・栄養調査の企画・運営・評価に関する研修	医療費適正化計画に伴う健康増進計画、食育推進計画等の各種計画に関連して、健康・栄養調査の設計・実施・集計・解析の一連の業務を行い、そのデータを他の既存データと合わせて活用し、施策提言ができる能力を修得することを目的とします。	1. 都道府県・保健所設置市・特別区の職員で、地域健康・栄養調査の企画・運営・評価に携わる者。 2. 都道府県、保健所設置市、特別区の職員で、地域健康・栄養調査データ及び他の既存データを活用し健康増進計画、食育推進計画等の立案、評価、見直しに携わる者。 3. それ以外の地方自治体の本庁職員で、地域健康・栄養調査等に基づき健康増進計画、食育推進計画等の立案・評価・見直しを主導する者。	調整中	50名
[問い合わせ先]	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL048-458-6111 http://www.niph.go.jp/	※応募方法等の詳細につきましては、国立保健医療科学院へお尋ね下さい。		

(参考) 平成 28 年度保健指導従事者に係る研修等日程 (案)

(現時点で日程が決まっているもののみ記載)

○生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修

開催時期 ①研修計画編：平成 28 年 5 月 23 日 (月) ～ 5 月 24 日 (火)

②事業評価編：平成 28 年 5 月 25 日 (水) ～ 5 月 27 日 (金)

対象者 ①行政、保険者、関係団体等の指導者で特定健診・特定保健指導の技術面の普及・推進に関わる者、リーダー的な立場にある者

②行政で事業推進に携わる者または保険者協議会、地域・職域連携推進協議会等で評価に携わる者

開催場所 国立保健医療科学院 (埼玉県和光市)

○保健師中央会議

開催時期 平成 28 年 7 月中旬

開催場所 東京都内での開催を予定

○全国保健師長研修会

開催時期 平成 28 年 11 月 24 日 (木) ～ 11 月 25 日 (金)

開催場所 奈良県

○保健師等ブロック別研修会

北海道東北ブロック

開催時期 平成 28 年 8 月 4 日 (木) ～ 8 月 5 日 (金)

開催場所 北海道

関東甲信越ブロック

開催時期 平成 28 年 7 月 27 日 (水) ～ 7 月 29 日 (金)

開催場所 長野県

東海北陸ブロック

開催時期 平成 28 年 8 月 22 日 (月) ～ 8 月 24 日 (水)

開催場所 富山県

近畿ブロック

開催時期 平成 28 年 8 月 31 日 (水) ～ 9 月 2 日 (金)

開催場所 滋賀県

中国四国ブロック

開催時期 平成 28 年 9 月 5 日 (月) ～ 9 月 7 日 (水)

開催場所 山口県

九州ブロック

開催時期 平成 28 年 8 月 24 日 (水) ～ 8 月 26 日 (金)

開催場所 沖縄県

○医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修

開催時期 第 1 回：平成 28 年 6 月 20 日 (月) ～ 6 月 24 日 (金)

第 2 回：平成 28 年 11 月 14 日 (月) ～ 11 月 18 日 (金)

開催場所 国立保健医療科学院 (埼玉県和光市)